

早めの申告・納税を 所得税などの確定申告

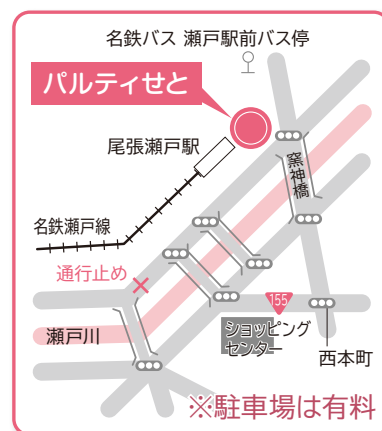
確定申告書の提出・問い合わせ先／尾張瀬戸税務署(〒489-8520 瀬戸市熊野町76-1) TEL.82-4111

期 間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)

申告会場 パルティセと アリーナ (瀬戸市栄町45)

所得税などの確定申告書を作成するかたは、パルティセとを利用してください。

なお、上記期間中、税務署には申告会場を設けていません(申告書の提出のみ可)。また、2月19日(日)、26日(日)午前9時15分～午後5時(受け付けは4時まで)は中産連ビル(名古屋市東区白壁3-12-13)集会室でも申告相談を行います。どの会場も駐車場に限りがあるため、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



確定申告・税理士による無料税務相談

区分	対象	とき	ところ
確定申告	所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税	2月16日(木)～ 3月15日(水) 午前9時～午後5時 (受付終了時間は4時まで)	パルティセと アリーナ
確定申告・ 税理士による 無料税務相談	所得税(給与所得、雑所得、分離課税を除く配当所得、一時所得のみ対象)、 個人住民税	2月16日(木)～ 28日(火) 午前 9時30分～正午 午後 1時～4時 ※午後の番号札は0時30分 から配布	スカイワード あさひ ひまわりホール

▼土・日曜日は受け付けません▼住宅借入金等特別控除を受けるかたや事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあるかたはパルティセと会場を利用してください▼無料税務相談の受付人数は、午前・午後とも80人程度。午前中にお越しただいても、来場者数によって午後の受け付けとなる場合あり。午後の混雑状況によっては、当日相談できない場合あり▼スカイワードあさひでの受け付けは混雑が予想されます。できる限りパルティセと会場を利用してください▼昨年度から無料税務相談(所得税の確定申告)会場および市・県民税申告会場が、旧市民会館からスカイワードあさひに変更となりました

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

税務署に提出する、所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の申告書は1月から、マイナンバーの記載、本人確認(番号および身元確認)書類の提示または写しの添付が必要です。詳細は国税庁ホームページ(トップページの「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をクリック)をご覧ください。

確定申告が必要なかた

- ①前年中の事業・不動産・配当・年金などの所得金額の合計が、基礎控除などの所得控除の合計額より多いかた
- ②給与所得者で次のいずれかに該当するかた
 - ▼前年中に支払いを受ける給与収入の合計額が2,000万円を超える
 - ▼1カ所から給与などの支払いを受けているかたで、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える
 - ▼2カ所以上から給与などの支払いを受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える など

公的年金を受給しているかたへ

- ▼前年中の公的年金収入が合計で400万円以下のかたのうち、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません
- ▼上記の場合でも所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができます
- ▼所得税の確定申告書を提出しない場合でも、控除を追加する場合など、市・県民税申告が必要となることがあります。詳細は広報おわりあさひ1月15日号をご覧ください

申告と納税の期限

▼所得税および復興特別所得税、贈与税／3月15日(水)▼消費税および地方消費税／3月31日(金)
※納税には振替納税をご利用ください(贈与税は除く。事前の手続きが必要)

確定申告で所得税が戻るかた

源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当するかた

- ▼給与所得や退職所得があり、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる
- ▼給与所得者で平成28年の中途に退職し、年末調整を受けていない

給与所得者のための住宅借入金等特別控除説明会、年金受給者のための確定申告説明会

前年中に住宅ローンなどを利用して、マイホームの取得や増改築などをしたかたで、新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合の確定申告、前年中の収入が公的年金のみのかたで、医療費控除などにより所得税の還付を受ける場合の確定申告を対象に受け付けをします。

と き 2月10日(金)、13日(月)～15日(水)
午前9時～11時、午後1時～3時

ところ パルティセと アリーナ

申告書の作成はご自身で

申告書はパソコンや「手引き」などを使って、ご自身で作成してください。申告会場では職員が巡回して作成のお手伝いをしますが、確定申告は自書申告のため検算は行いません。また、自宅などで作成した申告書は郵送で提出できますので、添付書類などを確認して、尾張瀬戸税務署へ送付してください。なお、申告書の控えに税務署の受付印が必要なかたは切手を貼った返信用封筒を同封してください。

「復興特別所得税額」の記入漏れにご注意ください

申告に必要なもの

印鑑、個人番号・身元確認ができる書類、源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書、生命保険料などの支払証明書、医療費の領収書(医療費控除の場合)など



確定申告関係書類の取得方法

申告書類が必要な場合は税務署へ請求してください(市役所で配布する申告書類は数に限りがあります)。申告書類は前年に電子申告(e-Tax)などを行った場合、送付されないことがあります。

スマート! 確定申告

自宅のパソコンで申告書が作成できます。

詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

国税庁 確定申告

検索



市・県民税申告

詳しくは広報おわりあさひ1月15日号をご覧ください。

申告が必要なかた

平成29年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当するかた

- ▼前年中に所得があるが、所得税の確定申告をする必要がない
- ▼前年中に所得がなく、国民健康保険に加入している
- ▼前年中の所得がなく、同じ世帯内の誰にも扶養されていない

申告が不要なかた

次のいずれかに該当するかた

- ▼給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている
- ▼公的年金所得のみで、支払先から公的年金等支払報告書が市役所へ提出されている(社会保険料や扶養などの控除を受けるためには申告が必要)
- ▼所得税の確定申告をする

問い合わせ先／市役所税務課市民税係 TEL.76-8117